

こうのとりのゆりかごの運用状況の検証に関する報告（NO. 43）

（検証対象期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置したこうのとりのゆりかご（以下、ゆりかごという。）の令和2年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間のゆりかごの運用体制に刑法上の明らかな違法性は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが保守点検表に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

ゆりかごはできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげるのが本来の目的である。慈恵病院が設置されたSOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口には、10月～3月に合計3,157件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

ゆりかごの運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、ゆりかごの運用体制に刑法上の明らかな違法性は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続きゆりかごの運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第58回熊本市要保護児童対策地域協議会このとりのゆりかご専門部会
(令和2年11月27日開催)で述べられた主な意見

- ・障がいのある子どもの預け入れについて、全ての子どもの人権問題として、我々としてどう考えていくのか。ゆりかごに限らず、社会としての問題だと考える。
- ・男性が妊娠を知ったら逃げるパターンについては、男性の意識の問題がある。
- ・ゆりかごの中に子どもを入れない預け方をした預け入れ者の行為は、やはり危険性を発生させているという意味で、基本的には刑事法上違法と判断するしかないと思っている。扉の中に入れない限りは違法だと思っている。
- ・預け入れについて、ゆりかごの中に子どもを入れてください、ということは強調した方がよい。
- ・安全に子どもが保護されないようなゆりかごの利用の仕方は、ゆりかごの主旨や目的に反しているということは明白。
- ・ゆりかごの扉の中に子どもを入れることによって、病院の職員は赤ちゃんが来たということが分かる。扉の中に入れないと分からないということを、きちんと周知しておくことが必要。

○第60回 熊本市要保護児童対策地域協議会このとりのゆりかご専門部会

・開催日時：令和3年4月27日（火）10：00～

（委員名簿）

氏名	役職	備考(分野)
山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
上村 宏淵	熊本県養護協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

